

海区漁場計画の変更(素案)に対する意見と対応

No.	漁場番号	意見	根拠法令又は特殊事情	対応案
1	仮23那覇市沿岸01 シャコガイ新規	新港第一防波堤の港内側について、将来的に当該箇所近辺にて改良工事を実施予定であり、当該箇所については現漁業権除外区域”外”に設定をお願いしたい。	令和5年度(2023年)改訂の消滅補償範囲を踏まえた区域設定は別添図参照。	港湾の開発者および管理者と調整し、浦添第一防波堤の港内側に漁場区域を変更する。
2	仮23那覇市沿岸01 シャコガイ新規、仮23那覇市沿岸03藻類新規、仮23那覇市沿岸04サンゴ新規、仮25糸満01サンゴ新規、仮25糸満02aカキ新規、仮25糸満03ウニ新規、仮25糸満04シャコガイ新規	漁場位置図が不鮮明なため確定ではないが左記に計画している漁場には、那覇空港の制限表面による高さ制限が設定されている。漁場において、何かしら建設される物件がある場合、また乗り入れる船舶においても高さ制限が発生する可能性がある。	航空法第49条第1項	筏や浮体部の養殖施設について、海面から数m以内である。また、船舶についても、マストなど高さも数m以内である。以上のように、著しく高い工作物等が設置される養殖ではないことから、航空機の飛行に影響することはないと考えている。
3	今帰仁01モズクひび建て式新規、仮33伊良部01bモズク新規	沖縄県の海域に生息する国際希少野生動植物種ジュゴン(環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類)について、左記(1)の漁場周辺では、令和2年度の調査において、(2)の漁場周辺では令和元年度及び令和2年度調査においてジュゴンの喰み跡が確認されている(自然公園財団, 2021)ことから、両漁場における活動については、当該種の生息に影響のないよう留意されたい。 特に、モズクの養殖施設では設置に失敗したモズク網を撤去せずに放置すると、鉄筋に引っかかった網が波に洗われて周辺の藻場にダメージを与える事例があることから、モズク種付けに用いる資材をしっかりと管理し周辺の藻場に影響がないよう配慮されたい。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)、環境省レッドリスト 引用文献 自然公園財団, 2021, 令和2年度ジュゴンと地域社会との共生推進委託業務報告書。	漁業権者が作成する漁業権行使規則において、養殖施設の管理と不要施設の撤去に係る遵守事項記載を指導する。
4	仮34八重山02カキ新規	当漁場は国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内に位置するため、工作物の設置等への規制はないが、鳥獣の生息・繁殖に影響がないよう配慮されたい。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	漁業権者が作成する漁業権行使規則において、養殖施設の管理と不要施設の撤去に係る遵守事項記載を指導する。
5	地域図、連番4、連番5	「沖縄海区漁場計画の変更素案(R8中間免許)」共同第06号(恩納村)、地域図2の仮の漁場番号が誤記載 誤: 仮06・・・、正: 仮09・・・		訂正する。
6	連番19	「沖縄海区漁場計画の変更素案(R8中間免許)」漁業兼存続期間が誤記載 誤: 令和7年9月…、正: 令和8年9月…		訂正する。
7	連番28	「R8海区漁場計画の・・・の一覧表」及び「沖縄海区漁場計画の変更素案(R8中間免許)」の漁業権番号が誤記載 誤: 共同第16号、正: 共同第20号		訂正する。
8	全般	以下の項目を遵守するよう、漁業権者に対しご指導のほどお願い申し上げます。		
9	全般	1 モズクひび建て式養殖業など、鉄筋を海底に設置するような漁業は、一般船舶の安全航行を阻害する虞があるため、免許期間終了後は撤去すること。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、養殖施設の管理と不要施設の撤去に係る遵守事項記載を指導する。
10	全般	2 漁業区域を把握できるよう、標識等で区域を明示すること。	航路標識法	漁業権者が作成する漁業権行使規則において、他の船舶への安全航行に配慮し、漁場の目印に標識等の設置とその管理に係る遵守事項記載を指導する。
11	全般	3 標識の設置等は、航路標識の設置及び管理に関するガイドラインに基づき設置すること。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、他の船舶への安全航行に配慮し、漁場の目印に標識等の設置とその管理に係る遵守事項記載を指導する。

海区漁場計画の変更(素案)に対する意見と対応

No.	漁場番号	意見	根拠法令又は特殊事情	対応案
12	全般	4 本計画案の一部の区域は海岸線に至る箇所があり、干出時において一般人とのトラブルが懸念されるため、漁業以外の海面利用者と十分な調整を行い、広く周知を図ること。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、海洋レクリエーションなど漁業以外の海面利用者の安全に配慮する旨の遵守事項記載を指導する。
13	全般	1 漁場計画の策定にあつては、事前に港湾管理者や水域利用者と調整はもとより、構造物設置にあつては、船舶交通の安全を担保するための標識の設置及びその継続的な構造物等の管理に関する事項の明示。		港湾管理者等へも意見照会を行う。 漁業権者が作成する漁業権行使規則において、他の船舶への安全航行に配慮し、漁場の目印に標識等の設置とその管理に係る遵守事項記載を指導する。
14	全般	2 台風等荒天時には、漁具等の流出防止に努めるとともに、流出の際の速やかな回収及び周知の実施、その他状況に応じた撤去等の必要な措置を講じるとともに指導事項の明示。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、養殖施設の管理と不要施設の撤去に係る遵守事項記載を指導する。
15	全般	3 海事関係者のみならず、沖縄県のHPへの掲載やリーフレット等を用いて広く周知。		漁業権の免許内容と図面について、沖縄県HPに掲載するとともに、官民データ活用推進基本法に基づくオープンデータとして公開する。
16	全般	1 漁場計画の策定にあつては、事前に港湾管理者などの関係機関や水域利用者と調整を図ること。	港則法第31条	港湾管理者等へも意見照会を行う。
17	全般	2 標識の設置等にあつては、位置、灯質等について事前に中城海上保安部交通課と調整を図るとともに、継続的な管理を確実に行うこと。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、他の船舶への安全航行に配慮し、漁場の目印に標識等の設置とその管理に係る遵守事項記載を指導する。
18	全般	3 漁具を設置又は撤去する前の十分余裕のある時期に、金武中城港長あて安全対策を講じた工事・作業許可申請の提出を行い、許可後に設置すること。		漁業権者は、港則法に基づく金武中城港長への設置作業に係る手続きを確認するよう伝える。
19	全般	4 操業に際しては、漁場の位置を大きく逸脱、また他の航行船舶（又は停泊）の妨げとなる行為を行わないこと。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、漁場の位置を確認すること、他の船舶の航行や停泊を妨げることがないよう、遵守事項記載を指導する。
20	全般	5 漁場の現状を的確に把握し、不必要な漁具（鉄筋及び網等）については、速やかに撤去し、適切な管理を行うこと。		漁業権者が作成する漁業権行使規則において、養殖施設の管理と不要施設の撤去に係る遵守事項記載を指導する。
21	仮34八重山01カキ新規	石垣港の港域内に漁場の区域が設定されており、養殖施設の設置作業の内容によっては、設置作業に係る許可申請の対象となる。	港則法第31条第1項	漁業権者は、港則法に基づく石垣港長への設置作業に係る手続きを確認するよう伝える。
22	仮13与那城町12魚類小割式158魚種追加 仮13与那城08シャコガイ垂下式156魚種追加 仮13与那城町09カキ垂下式156魚種追加	漁港区域内における水域占用許可の調整中	うるま市漁港管理条例	漁協から、漁港利用者調整が完了していないことを理由に、要望取下げの連絡があった。計画に載せない。
23	仮23那覇市沿岸01シャコガイ新規	当区域は、航路や泊地外であっても付近の航路でクルーズ船やコンテナ船などの大型船舶が行き交うため、漁場として指定するには安全上の懸念がある。	港湾法第12条第1項第2号、第4号、第4の2号	港湾の開発者、管理者と調整し、浦添第一防波堤の港内側に漁場区域を変更する。
24	仮32宮古島03モズク新規	平良港大浦地区の航路に干渉していなければ意見なし		港湾の管理者と調整し、航路との間に余裕をもたせた漁場の区域に変更する。

海区漁場計画の変更(素案)に対する意見と対応

No.	漁場番号	意見	根拠法令又は特殊事情	対応案
25	仮13与那城町12魚類小割式158魚種追加 仮13与那城08シャコガイ垂下式156魚種追加 仮13与那城町09カキ垂下式156魚種追加	漁港利用者との調整が完了していないので、要望を取下げる		海区漁場計画に掲載しない。
26	共同第15号区域内の区画漁業	共同漁業権15号に置いて沿岸漁協が中間免許申請を6ヶ所新規追加しており、事前の説明がない為、意見交換会が必要じゃないでしょうか。		共同第15号は、浦添宜野湾漁協（代表者）、那覇地区漁協（共有権者）、那覇市沿岸漁協（共有権者）の3漁協が共有しています。 漁業権の管理と行使に関して、漁業権の円滑な運営を図ることを目的に、3漁協は「共同第15号漁業権行使契約書」に基づき連合管理委員会を設置することになっています。 いただいた意見については、上の委員会を活用するなど、3漁協で話し合うことができます。 その後、3漁協で話し合いを行い、今後は事前に調整を行うことを確認した、との報告を受けた。
27	仮32宮古島04aカキ新規	20m延長し、一辺100mプラス上下10mずつ作業スペースを確保したい。		区域の作図作業中の誤りであった。訂正する。
28	仮32宮古島08aカキ309魚種追加	正しくはカキ垂下式である。同じ漁場にカキひび建て式が二つある。		訂正する。
29	仮32宮古島13aカキ新規	カキひび建て式を重ねたい。		新規要望の受付は終了している。
30	仮33伊良部03bサンゴ新規	申請した図と異なっている。申請した座標は以下のとおり。A 24° 48' 17.70" 125° 11' 12.44"、B 24° 48' 11.29" 125° 11' 25.95"、C 24° 47' 59.24" 125° 11' 23.03"、D 24° 48' 2.88" 125° 11' 3.74"		訂正する。
31	仮23那覇市沿岸06ライブロック新規 仮23那覇市沿岸07ライブロック新規	ヨットなどの場合、水深3m未満のところにあれば船底がかごを引っかける可能性があるが、そうでないならば問題は無い。		
32	仮12石川01カキ新規、仮12石川02ウニ新規	当該漁場は漁場図を見る限り、中城湾港石川地区の泊地に当たる水域であり、養殖施設等の設置を認めることはできない。	港湾法第37条第2項	港湾管理者と調整し、漁場の区域を変更する。
33	仮12石川01カキ新規、仮12石川02ウニ新規	当該漁場は漁場図を見る限り、中城湾港石川地区の泊地に当たる水域であり、養殖施設等の設置を認めることはできない。	港湾法第37条第2項	港湾管理者と調整し、漁場の区域を変更する。
34	仮05今帰仁01モズク087拡大	モズク漁業権の一部が海岸保全区域内にあるが、漁業権区域が海岸保全施設（護岸）に重なる場合は、鉄筋等が、護岸を傷つける可能性があるので注意されたい。	海岸法第二条及び第三条	漁場の区域と海岸保全区域を照らし合わせたところ、重ならないことを確認した。
35	仮30久米島01a、仮30久米島01b、仮30久米島02、仮30久米島03、仮25糸満01、仮25糸満03、仮25糸満04	漁港区域内での水面占用については、漁港漁場関係法令に基づいて漁港管理者に対して、許可申請が必要となるため、留意してください。	漁港漁場整備法第39条第1項	漁業権者は、漁港区域内での水域占用の手続きについて、漁港漁場関係法令に従うことは必要である。免許申請時に手続きが完了していない場合、免許を交付しない。